第五十五条第一項中「第三十九条の七第七項」を「第三十九条の七第六項」に改め、同条第二項中「第四十条の六第三項、第五項、第十三項、第十六項第二号、第三十八項及び第四十五項第四号（第四十条の七第四十九項」を「第四十条の六第四項、第六項、第十項、第十五項、第十八項第二号、第四十四項及び第五十一項第四号（第四十条の七第五十六項」に、「第四項、第十八項第二号及び第四十三項」を「第五項、第九項、第二十項第二号及び第五十項」に改める。

第二条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第三項中「附則第二十九条第二項」を「附則第二十七条第三項及び第二十九条第二項」に改める。

附則第二十七条第三項を次のように改める。

3　改正法附則第四十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十三の三の規定の適用がある場合における平成二十五年新令第二十五条の十二第二項の規定の適用については、同項第一号中「適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第四十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の旧租税特別措置法（以下この項において「旧効力措置法」という。）第三十七条の十三の三第一項の規定の適用がある場合には、当該適用前の金額。以下この項において同じ。）」と、「年分の同項」とあるのは「年分の法第三十七条の十三第一項」と、「適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（旧効力措置法第三十七条の十三の三第一項の規定の適用がある場合には、当該適用前の金額。以下この項において同じ。）」と、「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額のうちに、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十一号）附則第十八条第四項第一号に規定する公開等特定株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額に対応する部分の金額があるときは、当該控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額は、まず当該公開等特定株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額に対応する部分の金額から控除するものとする」とする。

第三条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「から第六項まで、第十条の二の三第三項及び第四項」の下に「、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項、第四項及び第六項、第十条の五第三項及び第四項、第十条の六第一項」を加え、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第四項」と、「第十条の四第三項、第四項及び第六項、第十条の五第三項及び第四項、第十条の六第一項」とあるのは「第十条の五第一項」を「第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項」に改め、「第十条の五の四第一項」の下に「、第十条の五の五第五項及び第六項」を加え、同条第二項中「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十九号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）第一条の規定」に、「平成二十五年新令」を「平成二十六年新令」に、「第五条の六の四まで」を「第五条の六の五まで」に、「第五条の四第九項」を「第五条の四第八項」に、「及び第五条の六の四第二項」を「、第五条の六の四第二項及び第五条の六の五第四項」に改め、同条第三項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百七十号）」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十九号）」に改める。

附則第三条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「平成二十五年新令」を「平成二十六年新令」に改める。

附則第八条に次の一項を加える。

2　改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十二条の五第五項の規定の適用がある場合における地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第四十二条の五第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に旧効力措置法第四十二条の五第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法
第二十九条第二項	附帯税の額を除く	附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に旧効力措置法第四十二条の五第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

附則第九条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十四号）」に改める。

附則第十一条第一項の表法第六十八条の四十五第一項の項の前に次のように加える。

第三十二条の二第十二項から第十四項まで	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において「旧令」という。）第三十二条の二第十二項から第十四項まで

附則第十一条第一項の表法第六十八条の四十五第一項の項の次に次のように加える。

第三十二条の二第十四項	旧令第三十二条の二第十四項

附則第十五条の表第七項第一号の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　改正法附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の十五項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。